

○環境省告示第四十八号

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年^{厚生省}_{通商産業省}令第一号）第十六条の十一第一項第三号の規定

に基づき、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和二年十月環境省告示第七十七号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年六月二十三日

環境大臣 西村 明宏

1

特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の一部を改正する告示

第一条 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和二年十月環境省告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

十七 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）

第二条 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の一部を
次のように改正する。

本則中「第十六条の十一第一項第三号」を「第十六条の五第二号」に改める。

附 則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年一月一日から施行する。